

センター開設一年を迎えて

地域と子どもリーガルサービスセンター長 野村 武司

獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターが、草加松原の獨協大学の法科大学院の中に開設されて1年になります。

子どもの相談、子どもについての大人からの相談に耳を傾け、侵害を受け苦しんでいる子どもやおとなを救済につなげる。そんな問題意識からつくられたセンターです。誰にとっても、弁護士をはじめとした法律家は決して身近な存在とはいえません。そんな遠い存在である限り、本当に必要とされているときに、ひとは法律家のもとにたどり着くことができるのかしら？法律事務所を併設するけれど、法律事務所とは一味違うセンターとして、改善や解決に向けた救済のための活動をしたい。また法律家の仕事もそうした活動の延長線上にあるんだということを示し、法律家を目指す学生にも伝えたい。そんなことでセンターはでき上がりました。

一年をむかえて思うことは、寄せられる相談に対して改善や解決に向けてどのような「見立て」をするのか？その難しさです。センターは、子どもからの相談、あるいは子どもに関する相談であれば、どんな相談でも受けることにしています。相談者は、法律相談としてセンターを訪ねてくるわけではありません。どうしていいのかわからないから相談にやってきます。法的な解決ができることを頼りにされて来られる人で

も、結果として法律問題としてではない対応を求められることが少なくありません。何の問題であり、子どもにとって何が最善か、どうすればいいのかを、いっしょに考えながら整理をし、支援やリソースにつなぐというのがセンターの活動ですが、そうした中で、そのときどきの判断を、見通しを持って行うことの難しさは日々実感するところです。

こうした難しさの中で、センターにとって必要なことは、子どものための豊富な連携関係、ネットワークをつくっていくことです。これは、一つの機関だけでは問題の解決、改善を図ることができないからに他なりません。これまでも、行政機関とのネットワーク、専門を越えた大学間のネットワーク、法律家はもちろんのこと医療機関など多職種の専門職間のネットワークづくりを目指してきました。他方で、なかなか子どもや悩みを抱えている大人につながるができずにいるもどかしさがあります。日々起こるいじめや虐待などを見ると、周囲と関係が持てず孤立している子どもや家族とまだまだ遠いところにいるといわざるをえません。現場で活動をしているNPO等とも連携を図りながら、相談が寄せられるのを待つだけでなく、足を運ぶこと。子どもの今と未来のために次の一步が踏み出せればと考えています。

開設からの 獨協大学地域と子ども リーガルサービスセンター の動き



2007年4月に獨協大学法科大学院の附属機関として開設した「地域と子どもリーガルサービスセンター」。約1年の間、試行錯誤しながらいろいろな活動に取り組んできました。

相談支援活動を継続中

2007年4月～12月までの間に相談を受けた件数は67件。そのうち、48件は埼玉県内の相談案件でした。

センターに相談が寄せられる案件で特徴的といえるのは、相談者が様々なところに相談したものの問題が解決・改善せずに相談に来ることや、相談に行った他機関で対応できる範囲を超えた相談であったため、センターを紹介されて来るケースが比較的多いことです。センターを紹介した他機関等としては、弁護士、児童相談所、警察、検察、行政の相談窓口、民間相談窓口などがあります。

相談内容としては学校関係の相談が最も多く、いじめ、学校での人間関係、その他学校での人間関係などをあわせると29件になります。次いで家族関係の問題で、また、法律事務所を併設していることもあり、養育・親権の問題、補償・賠償、非行などの相談も寄せられています。

相談を受けた後のセンターの対応ですが、電話や対面での相談・助言で対応したものが39件、センターが関係機関等との調整を行うなどの具体的な支援を行ったものが19件で、そのうち3件でセンターに併設する「獨協地域と子ども法律事務所」と共同

相談内容の内訳

いじめ	15
学校の問題	8
家族の問題	7
養育・親権	6
学校での人間関係	5
発達障害	5
虐待	5
補償・賠償	3
非行	2
行政手続上の問題	2
法的助言	2
不登校	1
インターネット関係	1
その他	5

*「学校の問題」とは、いじめ、学校での人間関係以外の学校に関わる問題

*「家族の問題」とは、養育・親権に関する問題以外の家族内の問題

で対応しています。また、センターから他機関に紹介したものが9件あります。すでに述べたとおり当事者で問題を解決・改善できなかったケースの相談が寄せられるため、センターで具体的な支援活動を行ったケースの多くは、こうした対応困難ケースで、そのため相談支援には相当の期間等を要するものが少なくありません。そのことは、4月から12月で受けた相談件数はさほど多くないものの、実際の相談対応で多くのやり取りをしていることに表れています。

相談対応の状況

電話対応	483
メール対応	113
面談	74
家庭訪問	11
関係機関との調整（対面）	23
関係機関との連携（対面）	12
その他	8
計	724件

センターが多くの民間相談機関と異なる点として、相談を受けて問題解決のために必要な直接的な支援活動を行うところです。相談内容に応じて、関係する機関等との調整を行うこともあり、電話や対面での話し合いで調整を行ったり、相談者と関係機関の話し合いでの調整も行っています。また、関係機関との連携の中で相談対応を行うこともあり、連携先は弁護士や児童相談所、警察、臨床心理士など相談内容によってさまざまです。また、必要があれば、諸事情により外出が困難な場合や、家族・近隣の状況を見ておいた方が良いケースでは、相談者の家庭訪問も行っています。

センターが支援を行っている相談ケースの中には、長期化しなかなか問題の解決・改善に至らないものもあります。特に、相談者自らが問題解決に努力したものの解決に至らなかったケースでは、問題の交通整理や関係の整理が必要なものもあり、時間を要する傾向にあります。しかし、困難な中でも相談対応をしていく中で、相談者が少しずつ元気を取り戻していく姿に、励まされてもいます。開所1年目ということもあって、試行錯誤をしながら相談支援活動を続けています。

専門家による相談対応

10月から、小児科医、臨床心理士、教育カウンセラー、弁護士が月に各1回、面談で相談対応をする日を設けました。診療やカウンセリングなどを行うものではありませんが、小児科医による子育て相談、臨床心理士による子どもの心の相談、教育カウンセラーによる学校などでの人間関係や学習についての相談、弁護士による子どもに関する法的問題についての相談として、無料の相談機会を提供しています。

スタッフ研修を一般公開

昨今、子どもにかかわる制度や仕組みが

めまぐるしく変わっています。センターでは、こうした制度・仕組みの変化についてのスタッフの研修を行っていますが、講師をお招きしたせっかくの機会なので、誰でも参加できる公開研修として行っています。今年度は4回の研修を行っています。

第1回：

「分離から共生（インクルージョン）へ：特別支援教育への転換」 谷口清さん（文教大学大学院人間科学科教授）

第2回：

「児童虐待防止のための制度・仕組みをめぐる最近の状況と課題」 吉田恒雄さん（駿河台大学教授）

第3回：

「社会的養護と児童養護施設」 市川太郎さん（法政大学講師、児童養護施設当事者参加推進団体「日向ぼっこ」顧問）

第4回：

「少年法改正 子どもが置かれている状況について」 佐々木光明さん（神戸学院大学教授）

いずれも、まさに今、進められている制度や仕組みの改正や、社会的課題として議論になっているもので、その最新状況に触れる貴重な機会となりました。

子育て講座

前期（6～7月）、後期（11～1月）にそれぞれ、センター内の「地域と子ども相談室」が中心となって、子育て講座を行いました。講座では、「子どもの意欲を高めるコミュニケーションを身につけよう」と題し、受講生には、おとなが自分自身と向きあい自分を理解し、子どもと向きあい受け止める方法を学ぶことを通して、子どもの意欲を高めるコミュニケーションへ発展させていくことを体験してもらいました。

また、子育て講座の受講生を対象に、「なないろサロン」を開催。おとなも子どもも楽しめる場として、皆さんをお誘いしています。

子ども向けワークショップ

8月に3日間の子どものための「子どもにやさしいまちづくりワークショップ 草加市役所ってどんなところ？ 調べてみよう市役所たんけん隊」を行いました。タイトルからも明白ですが、今回は草加市の協力を得て、市役所を探検しました。

このワークショップの狙いは、子どもがチームで市役所を探検することを通じて、草加市のまちづくりに参加することです。市役所の中を集団で見学をするのではなく、参加した子どもたちが自由に市役所の中を取材しました。どこへ行きたいか、何を聞きたいかなどをチームで決め、取材した成果を皆でまとめるという作業を通じて、互いの意見を尊重しながら、どうすれば自分の思いを伝えられるかに知恵を絞りました。そして、皆の前で、市役所探検で見たこと、聞いたこと、気づいたことを発表し、後に市長にその成果を報告しました。

参加した子どもたちが、相談しながら自分たちで物事を決めていく過程を通じて、さまざまなことを吸収して変わっていく様に、手伝いに回ったおとなたちは関心しきりでした。ちなみに、ワークショップで子どもたちにとって「新しかったこと」。それは、一人ひとりが名刺を持って、市役所内で取材をしたときに、おとなと名刺交換をしたことでした。



子どもにやさしいまちづくり講座

草加市では、「みんなでまちづくり自治基本条例」に基づく市民提案で、「子どもにやさしいまちづくり条例」の制定の要否も含めた検討が市に求められています。こうした動きを受け、草加市主催、センター共催で「子どものことは子どもに聞いてみよう！子どもの意見と参加が尊重されるため

に」と題する講座を、2008年1月に開催しました。

山梨学院大学法科大学院教授の荒牧重人さんから基調講演があり、その後、パネルディスカッションを行いました。パネルディスカッションでは、草加市の未来人サポート審議会で進められている子ども参加の取組みである、青少年部会の活動等について、部会の委員である高校生・大学生からの報告とともに、審議会会長、草加市の青少年課、人権共生課からそれぞれ報告がありました。青少年部会は、期間で任期を区切らずに決めたテーマについての結論が出るまでを任期とし、第1期の部会の成果は「青少年センター」に結実しています。こうした子ども参加の取組みが、草加市で行われていることを参加者が共有する場となりました。

要保護児童対策地域協議会

草加市の要保護児童対策地域協議会のメンバーに獨協大学が加わり、市役所、市教育委員会、児童相談所、保健センター、保健所、警察署等と定期的に会議を行い、地域の主に子どもの虐待防止について取り組んでいます。要保護児童対策地域協議会には代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の3段階ありますが、センターは代表者会議、実務者会議に参加しています。

こんなこともありました

このほかに、獨協大学の学園祭である雄飛祭にあわせて、子ども向けのイベントを行ったほか、草加市の発行する子どもが編集に加わっている「そうかいキッズ」で、子どもたちがセンターの紹介をしてくれたり、地域のNPOの皆さんと意見交換、情報交換をしたりと、地域でさまざまな取組みを行っています。

スタートして1年 獨協地域と子ども法律事務所

弁護士 柳 重雄

「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」と廊下をはさんで「獨協地域と子ども法律事務所」を設置して1年がたとうとしています。私たちの法律事務所の使命は3つあると考えてスタートをしました。ひとつは事務所の名前にもあるように、「地域と子ども」の事件を中心に、「リーガルサービスセンター」と連携してこれを支え、「地域と子ども」に関する人権課題に取り組むことです。「リーガルサービスセンター」には、いじめ等を中心にきわめて深刻な事例が寄せられていますが、法律事務所の方は、そのような深刻な子どもの問題に対し、法的な面から支えることです。1年を経過して子どもの権利問題に関して、相談事例や事件が少しずつですが増えていきます。これまでも「リーガルサービスセンター」と連携、協働の関係を積み上げてゆきたいと考えています。

また、子どもの事件に限らず、地域に関連する高齢者や障害者、労働者等からの相談や事件にもきちんと対応して行きたいと考えています。子どもの問題を中心に、地域に生活する人々の相談、事件を通じて、法律事務所の実績を、一步一步進めてゆきたいと思います。

もうひとつの使命は、リーガルクリニック即ち法科大学院における臨床法教育を進めることです。法科大学院を、従来型の予備校的な法律の勉強から、実務を踏まえた豊かな教育を実現することは、極めて重要であると考えています。「リーガルサービスセンター」との共同した、子どもの権利に関する相談事例や子ども・少年に関する事件などをもとに、将来の法律家を目指す学生にも参加してもらいながら、豊かなリー

ガルクリニックを進めてゆきたいと思いません。弁護士と同様の接見ができないなど、さまざまな限界がありますが、現実におこる事件の中から法律をとらえなおし、学びなおすという法科大学院教育の原点にたった取り組みを担ってゆきたいと思いません。

更に、第3番目に重要なのは「地域密着型法曹を育てる」という理念を持つ獨協法科大学院に併設された法律事務所として、この理念を現実化することです。この観点から、草加地域のみならず地域に密着し、地域で生活する人達の様々な法律問題について身近な相談相手として信頼される法律事務所でありたいと思いません。

草加地域の皆さん、埼玉東部地域の皆さん、またこれに限らず多くの皆さん、大学内にある法律事務所ということで逡巡する方もおられるかも知れませんが、どうぞお気軽にお寄りください。

「リーガルサービスセンター」の所長の野村教授も埼玉弁護士会に弁護士登録、事務所の所員となり弁護士3名になりました。また可能な限り毎年新人弁護士を採用し、事務所体制も充実させてゆきたいと考えています。

法科大学院の中であって、「リーガルサービスセンター」を支え、地域、子どもの問題をキーワードとする法律事務所、豊かな法科大学院教育を実現すること、地域に密着した市民の皆様の身近な相談相手としての信頼を築くこと、これが新しい事務所の原点です。この原点にこだわりつつ、更に中身を充実させてゆきたいと思いません。よろしくご理解、ご協力のほどお願いいたします。

なないろひろば from 地域と子ども相談室

『よい親って?』

「子どもの受験日を忘れていたの。子どもに言われてハッと思い出して、慌ててご飯を炊いて、アツアツでおにぎり握ったの。お陰で手の皮が...」

このお母さんは、ダメな親でしょうか。

「子どもが進路を自分で決めちゃった。親が頼りにならないからかな。」

このお母さんはどうでしょうか。

二人ともお互いに自分のダメ親振りを話しているのですが、どちらのお母さんも本当にダメな親なのでしょうか。

「朝からトンカツを揚げて、応援弁当を作りたかった。」

「進路を決める前に、一言相談して欲しかった。」

そんなお母さんの思いが聞こえてくるような気がします。

では、子どもの立場からはどうでしょうか。

「お母さんが僕のこと信じて、大きな気持ちでいてくれた。」とリラックスして試験に臨むことができたかもしれません。

「お母さんは何も言わずに、夢を追うこと応援してくれている。」と真っ直ぐな気持ちで進路を決めることができたかもしれません。

もしかしたら、あなたにとっての「ダメ親」は、子どもにとって「よい親」なのかもしれません。子どもに駄目出しされることを覚悟のうえで、正直な気持ちを伝えてみることも大切かもしれませんね。

センターの本棚より

『わたしの人権 みんなの人権』

～ ポプラ社

-子どもと読んでみました-

子どもは「自分はたいせつな存在なんだ」「自分でいていいんだ」と実感したうえで、ほかの人をたいせつにすることに気づいていくという、子どもの気持ちに寄りそってつくられた、おとなにもわかりやすい人権の本です。

小学生の子どもと一緒に読み終えて、おとなも持っていた子どもの気持ち、子どもとの関わりの中で大切なことに気づくことができました。

匠の技 from なないろサロン

子育て講座受講生の皆さんをお誘いし、お子さんも一緒に遊び、話し、工作をする「なないろサロン」を開きました。

2月の工作は「折り紙でつくるお雛様」。そして3月は「飛び出すカード」を作りました。



桜の木の形をした飛び出すカードに、家族や知人へのお祝い、感謝やお礼など。普段は言いにくい「ありがとう」や「ごめんなさい」も、ちょっとした工夫で、すてきなプレゼントに大変身。

自分への「がんばったね」ご褒美カードにすれば、新年度も新たな気持ちでスタートできるのでは？

気になる！ニュース

センター事務局が気になる最近のニュースをピックアップ

スクールソーシャルワーカー配置へ

文部科学省は、2008年度から全都道府県計141地域の公立小中学校に「スクールソーシャルワーカー」を配置すること決めた。

スクールソーシャルワーカーは、虐待や育児放棄、経済的困窮など深刻な問題を抱える家庭の保護者や子どもに対し、学校と関係機関を仲介し、個々の状況に応じて、福祉施設や警察、ボランティア団体などの協力を要請。生活保護や就学援助の申請手続きを助言することなども想定されている。不登校やいじめ、暴力行為など子どもの問題行動には家庭環境が影響しているケースも多く、教員だけでは十分な対応ができないものも増えている。こうしたケースに対し、スクールソーシャルワーカーが協力することで、家庭状況にあった対応を可能にすると同時に、教員の負担を軽減する狙いもある。(参考 08.01.06 産経新聞)

養護教員向け児童虐待発見の手引き

文部科学省が、児童虐待早期発見のため、養護教員向けの虐待対応マニュアルを作成。養護教員は子どもの体の不調に気付きやすいとして、虐待の可能性のある兆候を見逃さないように求めている。

マニュアルには、健康診断時に不自然なあざや歯の破損、服を脱ぐことを非常に怖がるなど、虐待の兆候の可能性のある傷などを具体的に列挙。家に帰りたがらない、教員に異常に甘える、暗いところを怖がるといった行動も要注意としている。

マニュアルは約11万5000部作成され、幼小中高の各校に行き渡るようにする。

(参考 08.01.07 日本経済新聞)

いじめ絡み検挙・補導 457人

2007年1年間にいじめやその仕返しに起きた事件で検挙・補導された少年は、457人であることがわかった。事件数は201件で前年比13.7%減。検挙・補導された少年も前年比0.7%減だが、10年前の約2倍と高水準にある。

検挙・補導されたのは中学生が349人、高校生が82人、小学生が26人。201件の事件のうち195件でいじめが刑事事件となった。罪として最も多いのが傷害の215人で、次いで恐喝が67人、暴行が62人、強要が29人、暴力行為が26人などが続く。いじめの動機は「力が弱い・無抵抗」が43.3と突出して高いという。

(参考 08.02.21 産経新聞)

子どもの心の診療拠点を整備

厚生労働省は、発達障がいを抱えたり、虐待で心理的に傷ついている子どもを適切に診療できるよう、各都道府県に子どもの心を専門的にケアする拠点病院を、2008年度から設置する方針。初年度は約10箇所を選んでモデル事業として着手。3年間かけて拠点病院に必要なスタッフや設備などを検証するとともに、都道府県を支援する中央拠点病院の整備を進める。

モデル事業では、心の問題を抱えた子どもを受け入れるだけでなく、子どもの心について関係機関との連絡会議や講習会も開催。中央拠点病院は、都道府県拠点病院への技術的助言のほか、専門家派遣や国内外の最新医学的知見の収集などを担う。

(参考 08.01.28 時事通信)

センター開設一周年を記念して、シンポジウムを開催！



『子どもの今を考える』

『地域の子どもから見える子どもと家族、地域の課題』

日時：2008年3月30日（日） 13時～16時

場所：獨協大学 35周年記念館小講堂

主催：獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター

プログラム

基調講演 「子どもの虐待から見える子どもと家族」

椎名篤子さん（フリージャーナリスト）

*子どもの虐待の実態を描いた『凍りついた瞳』の著者。日本子ども待防止学会副会長。

パネルディスカッション「地域の子どもから見える子どもと家族、地域の課題」

報告 NPO 法人 Living in Japan 代表理事 築瀬裕美子さん

NPO 法人子育てサポーターチャオ代表 雲雀信子さん

NPO 法人冒険あそび場ネットワーク草加代表 嘉山愛音さん

草加市役所子育て支援課

コーディネーター 野村武司（当センター長）

*シンポジウム後、16：30～18：00 まで地域と子どもリーガルサービスセンターの施設開放を行い、懇談の場を設けています。

1年間のセンターの活動を報告するとともに、次年度のセンターの活動を展望する機会として、シンポジウムを開催します。

子どもには家族だけでなく、保育園・幼稚園・学校、子どもにかかわる活動をしているNPOなどの民間団体、行政、医療機関など、さまざまなおとながそのときどきに関わります。そうした中で、虐待や家族関係の問題、子どもや家族の孤立化などに、それぞれが地域でどのように向き合うのかをシンポジウムを通じて考えたいと思います。ぜひ、ご参加ください。

センター事務局だより

🐞 何をやるにしてもはじめてのこと。相談者からみると、何をやってくれるところなのだろうとのとまどいも……。実績を重ねながら、伝えることの大切さ、そして、子どもの権利を具体的に保障するということの大切さとたいへんさを実感した1年でした。(N)

🐞 桜に菜の花。出会い。旅立ち。。。「春」という言葉一つでも、イメージはさまざま。入園・入学、新学期、新年度で、子どももおとなも大忙しの季節です。花粉症に悩みつつ、ポカポカした日差しに幸せを感じています。(K)

🐞 何ができるのか、何をしたいのか、センターの立ち位置はどこか。何てことをうだうだ仕事をしつつ考えていたら、1年がたってしまいました(´o`)いやはや、それにしても時間の経過があわただしくて早いこと。(M)

【編集・発行】

獨協大学地域と子ども
リーガルサービスセンター

〒340-0042

埼玉県草加市学園町 1-1

TEL.048-946-1781

FAX.048-946-1782

E-Mail kodomolc@dokkyo.ac.jp

URL <http://www2.dokkyo.ac.jp/~kodomolegal/>

電話相談（月・水・金 10時～20時）

TEL.048-946-1771